

## ケース 8.1 不法就労撲滅へのフランスの取り組み

フランスは1970年代に不法就労者を雇用する雇用者に対する制裁措置を導入すると同時に、不法就労者の増加を抑制するために包括的なアプローチを展開してきた。アメリカのような移民国を含めて、フランスの経験を各国は学ぶべきであろうか。

EU域外出身者にとって、フランスの労働市場への参入障壁は高い。フランスで働きたい外国人には3つのヴィザが用意されている。季節労働者ヴィザ、当初は最大1年の短期滞在を許していた短期滞在ヴィザ、そして、永住ヴィザである。季節労働者は主に、チュニジアやモロッコからの労働者が多いが、両国ともフランスと協定を結んでいる。1年間有効だが働ける期間は最大連続で6カ月となっている。必要な場合には延長が認められる（例外なのは、農業の特定の分野で8カ月の滞在が前もって認められているケースと、モロッコ人とチュニジア人の場合には、最低4カ月は働かなければならないということである）。

2004年にフランスは、1万5,743人の季節労働者を受け入れたが、それは「国立外国人・移住者受入局（Agence Nationale de l'Accueil des Etrangers et des Migrations: ANAEM）」によって導入された人々である。他に9,950名が短期滞在労働者であり、6,740名が永住労働者であった。外国から労働者を雇うことは例外的なことであるため、外国人の雇用を希望する経営者は、かなり厄介な手続きに従わなくてはならない。まず、雇用者は職業紹介所（ANPE）に申請書を提出し、フランス国内に当該の職業を担当しうる候補が国民、あるいはすでに国内にいる外国人の間に存在しないことを確認してもらう必要がある。このことによって雇用の際に国民がまずもって優先されることになるが、これは経済の停滞と10%前後の高い失業率を考えると理解できないことではない。申請が出されると国内に候補者がいないことを確認するために、各県の各自治体当局が申請書をもとに手続きに入る。候補者がいないことが確認されるとANAEMに申請書が集められ、ANAEMは海外での募集を行い、移民労働者の入国の際の健康診断や出入国管理を実施する。季節労働者は入国に際して、ヴィザの期間が切れた場合必ず帰国をし、帰国後、カサブランカあるいはチュニスにあるANAEMの現地事務所に帰国を知らせるために出頭することを誓い、誓約書にサインをしなければならない。

しかし、高度技能労働者とその家族を移民させるためにフランス政府は移民手続きを簡素化した新しい手続きを2004年に導入し、高度技能労働者にとってより魅力のあるフランスにしようとした。そのおかげでフランスの移民政策はより選別色の強いものになった。2004年以來、より多くの労働者に永住ヴィザが与えられるようになっている。ただし、入国の際に各労働者は、「受入・統合契約書（Contrat d'Accueil et d'Intégration）」にサインをしなければならないようになった。それは、移民とフランス国家が果たすべき相互の義務を明らかにするものである（OECD, 2006）。外国人ですでに国内に在住している人々は、労働許可証がなければ働けない。雇用者は雇用した者が不法就労者ではないことを証明する義務

## ケース 8.1 不法就労撲滅へのフランスの取り組み

を負っているので、合法就労証明書を作成するのは雇用者の責務であり、その証明記録の保持も雇用者の義務となっている。すでに、1992年より経営者団体には、外国人労働者を雇用する前に、雇用する旨を知らせるため事前に雇用宣言書 (*Déclaration Préalable à l'Embauche*) を政府社会保障局に提出しなければならない旨通告している。

フランス政府は、外国人の違法雇用を防ごうとしているが、それは移民労働者の不法雇用、詐欺的雇用、従業員への酷使、サービス労働や長時間サービス労働の強制、労働災害保険金や社会保障費の不正受給、労働の下請けと名義貸し、不法な多重雇用などの不正を防止する包括的なキャンペーンの一部として実施されている。このような諸問題は、社会的には弱い個人に対する搾取や横暴な扱い、あるいは組織化された人間密輸や人身売買といった社会的病理現象の一部とみなされることが多い。こうしたことが人的コストの損失と国内労働市場と社会統合に与える影響に加えて、国家の財政収入となるはずの 550 億ユーロが毎年失われているという推計もある。

フランスの不正雇用規制担当部局の仕事は、不法外国人とその不法雇用と戦うことであるが、それは不法雇用の包括的防止対策の一部となっている。包括的アプローチは 1997年 3月 11日に公布された布告によって体系化され、関係する各省庁、各種の社会团体や民間グループの間の連携と、それによる意思決定の迅速化を図り、そのために必要な制度を統合して活動を強化することを目的としていた。各団体間の調整を行うための新しい組織横断的な機構がつくられ、その焦点は不正防止と罰則適用という 2つの目的におかれた。政府レベルでは、「不法雇用と戦う国家委員会 (CNLTI)」がおかれ、対応策の基本的方針が決まると、労働監査がそれに従って行われ、労働現場を視察して労働法に違反する不正が発見されれば、罰則が与えられるようになった。現場査察では、労働の他に税務、国境警備、社会保障、警察や憲兵隊を含む秩序維持にかかわる担当者が協力して仕事をする。労働省が指導する CNLTI は経営者団体や労働組合などの、さまざまな利害関係者の意見が反映されるようになっている。

CNLTI は、活動方針を決めるとき、「不法雇用と戦う諸組織代表 (DILTI)」調整局やその他の各省庁から提出されるさまざまな資料や統計を考慮に入れている。1990年代後半の不法雇用者対策再編の基盤となった DILTI は、さまざまな仕事を行う。各団体の代表の意見を他の団体に伝えたり、全国あるいは地域のレベルで活動する各種団体や利害関係者の調整を行ったり、さらには不正雇用の展開を監視するための統計を集め、その統計的数値を配布する仕事も行っている (DILTI にこの仕事の専門家が多いこともあり、不正雇用問題に関する政府の政策決定に際しては相談役となる)。また、裁判所や、職場の視察や監査を行う現場担当者への法的助言や情報提供も行っている。防止策の実施に加え、国際的協調のための協定作りへの取り組みも行っている。DILTI はさまざまな実務を実行する事務局の支援を受けている。関係省庁は、委員会に大臣や各地の政府代表、そして地域の利害関係者と関係する公務員を送り込んでいる。委員会は、全国的な方針を各地の必要性や特殊性に合わせて修正することもある。と同時に、委員会には、検察庁長官の監督のもと各

## ケース 8.1 不法就労撲滅へのフランスの取り組み

種の作業部会が必要に応じてつくられ、雇用法違反防止の職務を担当する複数の部局の仕事をまとめる役割を果たしている。各作業部会には、専任の事務官がおかれ、現場査察の計画や実行状況や査察結果記録を確認し整理している。2005年には、以上の体系化された構造に加えて、「不法雇用と戦うための中央局 (Central Office to Combat Illegal Employment)」が追加されると同時に、CNLTIは国防省の監督下にもおかれるようになり、不法雇用を抑制する重要な問題に関係する治安維持当局の活動なども調整する役割を担うようになった。

外国人の不法雇用への罰則は厳しくなり、何度も改定強化された。2007年6月には不法雇用をした経営者への刑事罰による罰金は最高1万5,000ユーロあるいは最高5年の懲役となり、民事訴訟での支払いは最高10万ユーロとなった。その他の罰則には、政府による刑罰の公表、不正雇用に関連した証拠物品の押収、職業資格の5年間停止、政府との各種契約を5年間停止とするなどの処分がある。2005年の法律では、不正雇用をした経営者に対する免税措置や助成金交付措置を停止するという条項も付け加えられていた。不正を犯した経営者がフランス国民の場合は公民権の停止措置が採られ、外国人経営者の場合は、国外退去を命じられたうえで、5年間再入国禁止の措置をとることができるようになっていた。さらに帰化した経営者の場合には、国籍の剥奪措置も付け加えられていた。また、違反者にはANAEMに対する寄付(2005年7月1日では3,110ユーロ)が義務づけられただけでなく、フランスからの出国費用を一律に負担することになっていた。2003年11月の移民の出入国管理に関する法律では、刑事罰としての罰金は最高75万ユーロに設定されただけでなく、最高10年の懲役刑を科すことになっていた。また、民事の場合は最高375万ユーロの罰則金が組織的人間密輸業者には課せられているが、密航の際の条件や労働条件が移民者にとり危険なものだった場合、あるいは人間の尊厳を無視するようなものであった場合にも同額の罰金が課せられるようになっていた。外国人で入国に必要な文書をもたずに入国し、不正就労の罪が明白になった者には、罰則が課せられるか送還される。フランスの司法当局は、不法移民を犯罪者とみなすよりは犠牲者とみなす傾向があるので、違反者にもある程度の権利が与えられている。例えば、酷い労働条件で働かせた経営者を告訴して、支払われなかった賃金を請求することも可能である。支払われるべき賃金は、過去の労働期間に対する最低賃金の支払いに関する国際協定にもとづいて未払い賃金として回収も可能である。また、労働契約違反で失業した場合、失業給付金を1月単位で請求することも可能である。同様に、不法就労とはいえ労災保障金や、労災医療費などの手当などの請求も既存の各種の協定に従って可能である。社会保障費は、しばしば、義務違反をした経営者からの補償金として受け取ることが可能である。

建設現場や農業労働で働く外国人労働者のほとんどは不法就労者だという認識が広がったため、2004年から2005年と2006年から2007年にかけては、不正雇用との戦いが政府の優先順位の高い政策となった。不正雇用を抑止し、罰する不正雇用防止対策の具体的で全体的な評価のなかには、不正雇用者への罰則金と雇用現場での不正撲滅活動に関する統

## ケース 8.1 不法就労撲滅へのフランスの取り組み

計が含まれている。DILTI は不正経営者が支払わなかった税金を支払わせた結果、その額は 2003 年から増加し 2005 年には 1,760 万ユーロに達した。2006 年には総額は倍増し、4,000 万ユーロが徴収された。2005 年、5 万 9,256 社に査察が入ったが、その半分近くは建設会社であった。2006 年には、6 万 7,135 社が査察の対象となり、6,977 の企業が罰則を適用された。不正雇用への監視体制が厳しくなったことで、こうした不正雇用企業に雇われている外国人不法就労者の数も増大していることが明らかになった。2006 年の査察により発見された不正雇用労働者のなかの外国人労働者の割合は 14.8%であったが、その数は 1990 年代と大差はなかった。

### 【参照資料】

本文を作成するにあたり、IDCLE (Délégation interministérielle à la lutte contre le travail illegal) の年次報告書を参照した。

### 【参考文献】

OECD (2006) *International Migration Outlook: Annual Report 2006* (Paris: Organisation for Economic Co-operation and Development).